



浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程を次のように定める。

令和 8 年 5 月 28 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 64 号

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、浦添市立児童センター（以下「児童センター」という。）における継続的な事業の実施により、子育て世帯を含む物価高騰の影響を受ける地域住民を支援するため、予算の範囲内で、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、児童センターが実施する、食事の提供を含む自主事業等の実施に必要な需用費（食材料費及び消耗品費に限る。）とする。

2 補助の対象となる経費は、令和8年4月1日以降に購入、発注及び契約等を行い支出した費用であり、かつ、令和9年1月31日以前に納品及び支払を完了した費用とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、1施設当たり60万円を上限とした実費経費の合計額とし、当該上限額に満たない場合であっても1施設につき1回を交付の限度とする。

2 前項により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限

りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、これを審査した上で補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。この場合において、市長は、交付決定に当たり必要な要件を付すことができる。

(実績報告)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）は、事業を完了した日から起算して30日以内又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浦添市児童センター物価高騰対策支援事業実績報告書（様式第3号）
- (2) 補助事業の実施状況が分かる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書
- (4) 支払の事実が確認できる証拠類（領収書等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、実績報告書等の書類審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した要件に適合するものであるかどうかを確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果として、要件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定した上で、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により、その旨を交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、前条第2項の規定により交付すべき額を確定した後に行うものとする。ただし、事業の円滑な執行を図るため市長が必要があると認める場合には、概算払をすることができる。

(補助金の請求)

第9条 交付決定事業者は、前条の規定による確定通知を受理した日から10日以内に浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 前条ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする交付決定事業者は、

前項の規定にかかわらず第5条の規定による通知を受けた日以後、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による請求を受けた場合は、当該請求を受けた日から30日以内に当該交付決定事業者に対し補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、規則、この告示又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定の後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合において、必要があると認めるときは、規則第18条第1項に規定する加算金又は同条第4項に規定する延滞金の納付を併せて命ずることができる。

（関係書類の保管）

第11条 交付決定事業者は、補助金に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、かつ、経理の状況を常に明確にした上で関係書類を、補助対象事業を中止し、廃止し、又は完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（雑則）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月28日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

浦添市長 殿

住所
法人名
代表者名
施設名称

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付申請書

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設名称
- 2 補助金申請額 金 _____ 円
- 3 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

浦添市指令第 号
令和 年 月 日

住所
法人名
代表者名 殿

浦添市長
(公印省略)

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金について、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程第5条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 施設名称
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円

令和 年 月 日

浦添市長 殿

住所
法人名
代表者名

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け浦添市指令第 号で交付決定のあった浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金に係る事業の実績について、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設名
- 2 交付決定金額 金 _____ 円
- 3 実績額 金 _____ 円

4 添付書類

- (1) 実施状況が分かる書類
- (2) 収支決算書
- (3) 支払の事実が確認できる証拠類（領収書等）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

浦添市達第 号
令和 年 月 日

住所
法人名
代表者名 殿

浦添市長
(公印省略)

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け浦添市指令第 号で交付決定した浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金については、実績報告に係る書類等の審査の結果、適正に執行されていると認め、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程第7条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 施設名称
- 2 補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第5号（第9条関係）

令和 年 月 日

浦添市長 殿

【請求者】

住所

法人名

代表者名

・請求書発行責任者及び担当者

氏名：

連絡先：

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け浦添市達第 号で確定通知のあった浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金について、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 施設名称
- 2 補助金請求額 金 _____ 円

【振込口座】

振込先金融機関等の名称	支店・本店
預金の種類 (普通・当座・その他)	
口座番号	
口座名義人	フリガナ

令和 年 月 日

浦添市長 殿

【請求者】

住所

法人名

代表者名

・請求書発行責任者及び担当者

氏名：

連絡先：

浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け浦添市指令第 号で交付決定があった浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金について、浦添市児童センター物価高騰対策支援事業補助金交付規程第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 施設名称
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 補助金請求額 金 _____ 円

【振込口座】

振込先金融機関等の名称	支店・本店
預金の種類 (普通・当座・その他)	
口座番号	
口座名義人	フリガナ